

市民税・県民税のお知らせ

平成21年度からの変更

■寄附金税制の見直し

寄附金控除の計算方法が大きく変わります。また、ふるさと寄附に関する税額控除が新設され、市や県など地方公共団体に対する寄附金が、控除の対象となります。

平成20年1月1日からの寄附が対象となり、寄附を行った年の所得税お

■表1 寄附金控除の計算方法

平成19年末日までの寄附(平成20年度以前)

寄附した金額-100,000円を総所得金額から控除
(限度額：総所得金額等の25%)



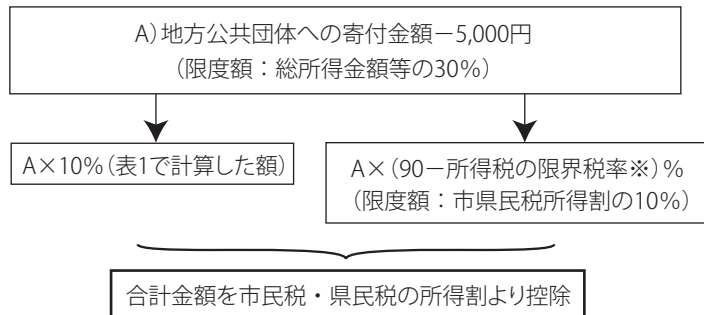
平成20年からの寄附(平成21年度以降)

寄附した金額-5,000円
(限度額：総所得金額等の30%)の10%
(6%：市民税、4%：県民税)を税額から控除

■表3 所得税の税率

所得税の課税所得	税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

■表2 ふるさと寄附(表1のうち地方公共団体への寄附がある場合)



※所得税の限界税率…所得税を計算する際にその人に適用される税率(表3)の中で最も高いもの

■公的年金から市民税・県民税が特別徴収されます

納税の利便性を高めるため、公的年金受給者のうち、65歳以上の方について、平成21年10月以降に支払われる年金から市民税・県民税を特別徴収(天引き)します。

■あいち森と緑づくり税を導入します

愛知県は平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入し、その税収を森と緑のための新たな施策の財源に充てます。個人県民税の納税義務者は均等割が500円増えて、市民税・県民税の均等割額はあわせて4500円となります。法人県民税の納税義務者は現行均等割の5%(年間1千円〜4万円)を新たに負担していただきます。

問合先 愛知県税務課(☎052・954・6048)

問合先

市民税課(☎51・22003)
http://www.city.yohashichijp/zei/

平成22年度からの変更

■上場株式などの譲渡益および配当に対する課税の見直し

これまで上場株式などの譲渡益および配当に対して適用されていた軽減税率(市民税・県民税3%、所得税7%)は平成20年末をもって廃止され、平成21年1月1日以降は本則税率(市民税・県民税5%、所得税15%)となります。

特例措置として平成21年1月1日より2年間は軽減税率で源泉徴収されますが、配当所得が100万円を超え、または譲渡益が500万円を超える方は、申告が必要となり、超えた分の所得について本則税率で課税されます。

また平成22年度より、配当所得を申告分離課税として申告することができますように、上場株式などの譲渡損との損益通算が可能になります。

国民健康保険加入者へのお知らせ

■被保険者証を一斉更新します

9月1日付交付の保険証を、封書(配達記録郵便)で8月中旬に発送します。中には1通につき最多で3人分のカード保険証が入っています。保険証を図1のとおり台紙からはがして利用してください。印字がされていない白紙のカードは無効です。

加入者が世帯に4人以上いる場合は封書を複数お送りします。

保険証を受け取ったら、記載内容の確認をし、変更がある場合は、国保年金課までお問い合わせください。

■高齢受給者証を更新しました

70歳以上の国民健康保険加入者に、8月1日付交付の高齢受給者証を普通郵便で7月22日に発送しました。8月からの高齢受給者証は白色です。医療機関にかかる時は、保険証と一緒に窓口で提示してください。

〈75歳になったとき〉

75歳になると後期高齢者(長寿)医療の保険証が交付されます。国民健康保険の保険証、高齢受給者証は75歳の誕生日以降は使えません。期限の切れた保険証と高齢受給者証は、国保年金課または窓口センターへ返却

してください。

〈社会保険に加入したとき〉

社会保険に加入すると、国民健康保険の脱退手続きが必要です。社会保険と国民健康保険の保険証2つを持つて、国保年金課または窓口センターで手続きをしてください。

■限度額適用認定証などは更新申請が必要です

〈限度額適用認定証の更新〉

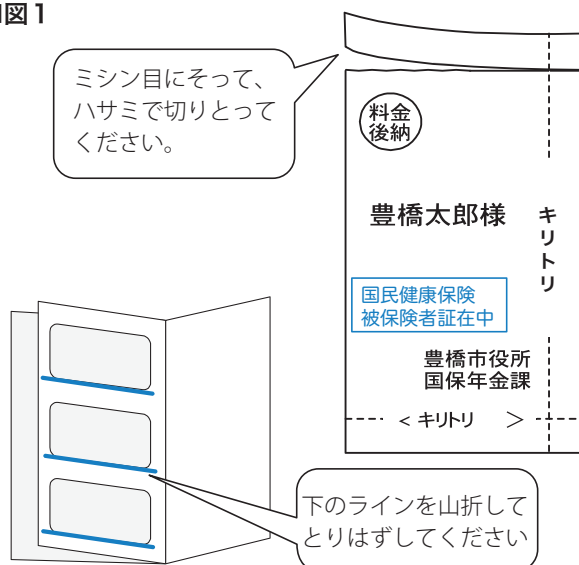
入院したときの支払い金額を抑えることができる「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要なのは、申請(更新)の手続きが必要です。入院時に「限度額適用認定証」を提示した場合、1か月の医療費は表1の区分に応じた自己負担限度額までの支払で済みます。また、入院

時に住民税非課税世帯の方が「標準負担額減額認定証」を提示した場合、食事代が減額されます。

申請に必要なもの

①国民健康保険被保険者証②現在お持ちの認定証③領収書または入院証明書(住民税非課税世帯の方が平成19年8月以降に合計91日以上入院している場合)④申請 8月1日から市役所国保年金課9番窓口(西館1階) ⑤その他 通院は対象外

■図1



■表1 高額療養費の自己負担限度額

70歳未満

区分	自己負担限度額:1か月あたり(過去1年で4か月目以降)
上位所得者	150,000円+[医療費×1%] (83,400円)
一般	80,100円+[医療費×1%] (44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円(24,600円)

70歳以上(入院時)

区分	自己負担限度額:1か月あたり(過去1年で4か月目以降)
現役並み所得者	80,100円+[医療費×1%] (44,400円)
一般	44,400円
住民税非課税Ⅱ	24,600円
住民税非課税Ⅰ	15,000円

※70歳以上で住民税課税世帯の方は認定証がなくても自己負担限度額までの支払で済みます。(認定証は必要ありません)

問合せ先 国保年金課(☎51・2285)